

平成30年9月10日

於・1002会議室（10階）

第1057回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（総合通信基盤局）	
○ 「周波数再編アクションプラン（平成30年度改定版）」（案）	1
3. 諮問事項（情報流通行政局）	
（1）日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可 （諮問第25号）	1 1
（2）日本放送協会放送受信規約の変更の認可 （諮問第26号）	1 8
4. 報告事項（情報通信行政局）	
○ 平成29年度民間放送事業者の収支状況	2 5
5. 閉 会	3 4

開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。総合通信基盤局の職員に入室するようにご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項 (総合通信基盤局)

「周波数再編アクションプラン (平成30年度改定版)」(案)

○吉田会長 私ども軽装にさせていただいておりますので、どうぞ皆様も上着をとっていただければと思います。

それでは、審議を開始いたします。最初に、報告事項「周波数再編アクションプラン (平成30年度改定版)」(案)につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 電波政策課長の布施田でございます。よろしく願いいたします。資料に沿いまして、「周波数再編アクションプラン (平成30年度改定版)」(案)について報告をさせていただきます。

資料をめくっていただきまして、2ページ目の上の枠にありますとおり、この周波数再編アクションプランは新たな電波利用ニーズに応えるため、長期的かつ短期的な視点で周波数再編に取り組むべき内容などについて取りまとめたものでございまして、平成16年から毎年改定、公表しています。本年度は、昨年度行いました電波利用状況調査の結果と電波有効利用成長戦略懇談会の提言を踏まえて見直しを行うものでございます。同じページの下側に図が書いて

ございますが、左側から時系列になってございまして、7月の電波監理審議会におきまして、昨年度の利用状況調査につきまして諮問して答申をいただきました。その内容と懇談会の結果を踏まえて今回報告させていただいて、この後、1カ月間パブリックコメントを実施しまして、再度11月に電監審に報告させていただいて確定させていただきます。必要に応じて、その後、周波数割当計画などの変更につながっていくものでございます。

次のページに本年度版のポイントを書いております。左下の枠にございますが、こちらがアクションプランの構成でございます。背景があり、第2章に、2020年度末までの周波数再編の目標ということで大項目を書いております。また、主な取組項目を第3章に出しております。第4章以降は、各周波数帯ごとにそれぞれのシステムに対する取組をまとめているところでございます。今回のご報告は、第2章及び第3章の主な取組事項に対する対応について報告させていただきます。

次の4ページ目でございます。まず、2020年度末までの周波数再編の目標でございますが、2020年度末までに5GやIoTのために周波数約4GHz幅の確保を目指す大きく書いてございます。現在は携帯電話及び無線LANに約1.3GHz幅が割り当てられておりますので、今後、約2.6GHz幅の確保を目指すという方向性を示してございます。

2以降は主な重点的な取り組みでございます。(1)が、まず、5Gでございまして、3つございます。1つ目、①ですが、3.7GHz帯、4.5GHz帯、28GHz帯の3つの周波数については、平成30年度末ごろまでに周波数の割り当てを目指すとしてございます。②について、来年11月にITUの世界無線通信会議が開かれます。ここで5Gの追加周波数帯が検討されることになってございます。それに向けて、情報通信審議会の中で既存無線システムとの共用条件などの検討を続けてまいります。また、3つ目は、既に携帯電話に

割り当てられている1.7GHz帯と3.4GHz帯については終了促進措置を導入してございますが、こちらを引き続き進めていくというものでございます。

(2)は自動運転及びConnected Car関連でございます。現在、5.8GHz帯で高速道路の出入り口のETCなどに使われてございますが、そちらのシステムの周波数利用の効率化を進めていきます。また、ITSとしましては760MHz帯が現在使われてございますが、国際的に調和のとれた周波数帯、5.9GHz帯の利用も念頭に置き、他のシステムとの周波数共用の可能性について、平成31年度までにまとめるのを目処として検討してまいります。

(3)が5GHz帯の無線LANでございます。現在、IEEE802.11axという新しい無線LANの規格の導入が世界的に始まってございます。これを日本の中にも導入するべく、31年度中に技術基準を策定する予定でございます。

次のページに行きますが、4つ目は衛星通信システム関連でございます。2020年に非静止衛星コンステレーションというサービスが開始される予定です。これは、地球の周りを小型の衛星が数十個以上飛んで、画像センサなどを使うようなシステムでございます。この導入に向けた必要な制度整備を行ってまいります。

(5)は4K、8K関連でございます。今年の12月から実用放送の開始が予定されてございますが、この4K、8Kの中間周波数が既存の無線システムと重なってございまして、影響を与える可能性がございますので、その対処の技術的検討を進めてまいります。また、4K、8Kの番組をつくる際の素材伝送用の回線のFPUなどがございますが、これに新たな技術を導入いたしますので、平成31年度中には技術基準を策定する予定でございます。

(6)はV-Highの周波数でございます。この周波数帯は、放送のみならず通信用途にも非常に貴重でございますので、どのように使うのか、公開ヒアリングを行い、速やかに具体的な検討を始めていくということを書いてござ

います。

(7) が2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた対応でございます。これは官と官、官と民で周波数の共用をする場合が増えてまいりますので、それに向けて周波数の確保など、環境整備を推進してまいります。

(8) が電波の利用状況調査でございます。2行目になりますが、本年度から携帯電話に係る利用状況調査を始めてございますが、これは毎年実施することになってございますので、来年度に向けてはより効果的な調査方法などを検討してまいります。

次のページの(9)でございます。公共用周波数の見える化でございます。こちらは懇談会からの提言を受けまして、公共用周波数の割当て状況をさらに見える化するような方策を進めてまいります。また、その中の③にございますが、公共用無線局についても周波数の利用効率の高い技術へ移行させていきますが、そのような措置をとらない免許人からは電波利用料を徴収するというとも考えてまいります。

(10) がダイナミックな周波数共用です。5Gの導入、今後また、新しい周波数帯に導入されていきますが、共用が前提となります。そのために、既設の無線システムの諸元をまとめたデータベースなどを活用してダイナミックに周波数の共用、干渉回避を行うシステム開発を進めてまいります。

(11) が地域BWAの周波数の見直しでございます。2行目からでございますが、一定期間、3年から5年経過した後に、地域BWAの利用がまだ進んでいない地域など、そのような場合にはどのように交渉していくのかという地域BWAのあり方の見直しを検討するということが書いてございます。

(12) がワイヤレス電力伝送の制度整備でございます。ワイヤレス電力伝送には大きく2つのタイプがございますが、空間伝送型ワイヤレス電力伝送につきましては、無線設備として規律することを前提にして制度整備を始めてま

います。また、近接結合型のワイヤレス電力伝送につきましては、さまざまな機器が、今出てきておりますので、その出現に合わせて制度を整備してまいります。

次の7ページ目でございますが、13番目、広帯域電力線搬送通信設備、PLCに関するものでございます。平成16年度から屋外での実験制度は導入しているところでございますが、さらに屋外での使われ方の実証を進めまして、他のシステムとの共存条件の検討を進めてまいります。

(14)がIoT時代の技適表示でございます。IoTで使われる小さなセンサーなどに技術基準適合証明を表示するために、小さな表示を可能とするための制度整備を本年度中に行ってまいります。

(15)が広域向けセンサーネットワーク用の周波数の確保でございます。280MHz帯に、ポケベル、ページャーが入っている周波数帯がございます。ここが今、大分空いてきてございますので、そこでどのようなシステムを入れていくべきかという技術的検討について、本年度中に開始するということを書いてございます。

(16)がVHF帯等無線システムのデジタル化でございます。防災行政無線でございますが、その中の60MHz帯に同報系のシステムが入っております。現在、デジタル化の普及促進を進めているところでございますが、これを整備する自治体に対する補助制度の導入など、デジタル化を進めてまいりたいと考えてございます。

以上が主なポイントでございますが、次の8ページ、9ページには、今申し上げたシステムが周波数の帯表でどこに位置するのかということを書いてございます。次の10ページ以降が、周波数再編アクションプランの案文でございます。このように、横書きですらりと周波数帯ごとにそれぞれのシステムについて言及しているところでございます。今日報告させていただきまして、1カ

月パブリックコメントをさせていただいて、また11月の電監審、この場にて改めて報告させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

ただいまの布施田電波政策課長からのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

林委員、お願いいたします。

○林委員 今回の周波数再編アクションプランはいずれも時宜を得たもので、電波政策にこの間、ずっと関心をもって接してきた者としては、それぞれのトピックについて興味がございますが、スライド4頁の「2（1）第5世代移动通信システム（5G）等の円滑な導入に向けた対応」について、もし追加的な御議論があれば、教えていただきたい点が二点ございます。

一つめですが、①にございますように5Gにおいて28GHzといった高い周波数帯を利用する場合に、基地局のエリアは、より局所的になることが想定されますが、現行の開設計画認定制度と、どのように調和をとればよいでしょうか。特にこれまでは、人口カバー率やエリアカバー率等を主な評価軸として移动通信システムの整備が促されてまいりましたが、IoTの普及を踏まえたときに、今後新たな評価軸をどのように考えるべきか、もし現在、御議論があればご教示いただけましたら幸いです。

二つめですが、②の「既存無線システムとの共用検討を行う等の有効利用方策を検討する」とありますが、よく言われておりますように、5Gのエリア整備には莫大な設備投資が必要となることも想定されますが、事業者による投資負担を軽減し、エリア整備を促進する方策として、既存無線システムとの共用検討の一環として、基地局設備の共用化や、事業者同士の連携によるコンソーシアム方式といったことも想定されますが、以上の点について、どの程度、現

在、検討が進んでいるのでしょうか、いずれにしましても、3.7、4.5、28GHz帯というように異なる周波数帯の利用が想定される中、事業者側としても、各周波数帯に対応して利用者側のニーズにどのように応えていくのかも大事かと存じます。以上二点につき、現在の議論状況を御教示いただけましたら幸いです。

以上でございます。

○吉田会長 それでは、布施田課長からご回答をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 2点ご指摘がありまして、1点目でございますが、28GHz帯につきましては、ご指摘のとおり、電波の飛び方などにより特徴がございますので、限られたエリアなのではないかということですか、本当に高速な通信などのニーズがあるところで展開されていくのではないかというご議論もあるところでございます。ご指摘のとおり、これまで開設指針の中では周波数帯ごとに人口カバー率、または面積カバー率など、さまざまな指標を設定したところでございます。今回のこの3つの周波数帯の割り当てにつきましては、現在、こちらの周波数割当てに関心を持っている方々の意向調査を、今、始めてございますので、そこでの皆様のご意見を聞きながら、どのような割当て方針にすることが適切なのかということを検討を進めてまいりたいと思います。その後、この電波監理審議会に、各周波数帯の開設計画の指針の案を、またご紹介させていただく機会がございますので、そちらで説明させていただきたいと思います。

それから、2つ目の②でございますが、ITUでは、今申し上げた3つの周波数帯のほかにも幾つもの周波数帯が議論されてございます。上の周波数ですと、60GHz、80GHzという話まで出てきているところでございます。現在は、既設でレーダーだったりとか衛星通信とかが入ってございますので、まずは既設のシステムとの共用というのが国際的には議論されているところで

ございますので、ご指摘のありました、その周波数帯でどのようなエリア整備をしていくのかとか、どのような方に、設備の共用も含めてどのような形で割り当てていくのかというのは先の議論になりますので、この国際的な場では、既設の無線システムとの技術的共用の策をまずは考えて取り組んでいるところでございます。

○林委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○吉田会長 よろしいでしょうか。林委員からのご指摘は大変重要な点かと思えます。

ほかに、いかがでしょうか。

それでは、私のほうからも少しお尋ねさせていただきたいと思えます。

いつもながら、このアクションプランは非常に要領よくまとめてありまして、特に今年については、第2章で、2020年度末までの周波数再編の目標が具体的に提示されましたあと、第3章で、今ご説明いただきましたとおり、時宜にかなったというか、非常に重要な課題が全て指摘されているように思えます。いずれも重要な課題と拝見していたのですけれども、1つ、できましたら少し詳しくお伺いしたいと思えましたのは、5ページの(4)衛星通信システムの高度利用に向けた対応のところなのですけれども、2020年にサービス開始予定の非静止衛星コンステレーションの実現に向け云々とか、あと、もう少し高い20GHzや30GHzを使った移動体向けのブロードバンド衛星通信システムの普及に向けた活動を推進すべきであるということが書かれておりますが、そのあたりのところをもう少し詳しく、個人的にも興味がありますので、今後どう展開していくのかという観点から、ご説明いただけますとありがたいと思えます。

○布施田電波政策課長 それでは、まず、非静止衛星コンステレーションのことを少しお話しさせていただきますが、先ほどの紹介でも少し触れましたが、

今よく言われていますのは、カメラを積んだ数キロぐらいの小さな衛星を何十個と地球の周りに非静止衛星軌道でぐるぐる回るところに飛ばし、それを効率よく運用して、災害が起きたときに、そこの画像を迅速に収集するシステムのような形が一つの応用例としては言われているものでございます。

ただ、このときに、どれだけの電力をその衛星が使っていいのかとか、また、どうしてもこれは共用になりますので、地上側がどれだけの電力を合計値として吹いても干渉が起きないのかという技術的な検討を今進めているところでございますので、この基準をつくっていくということでございます。

衛星の打ち上げ技術については、ご承知のとおり、コストも技術もハードルが大分低くなってきてございますので、さまざまなアイデアが出てきてございます。そういうものを実現させていくための制度整備を進めていくところでございます。

それから、K a 帯のブロードバンド衛星につきましては、ここに書いてあるとおりでございまして、高い周波数帯で、K a 帯は、固定衛星通信が割当てられてはいるのですが、まだそれほど使われていなくて、ここでは移動体向けを、かなりチャレンジングなシステムでございすけれども、今後、考えていくということでございます。

○吉田会長 かなり以前にイリジウム等が最初に提案されたころは、Low Earth OrbitとかMedium Earth Orbitとか、いろいろな低軌道・中軌道周回衛星を利用した衛星移動通信システムが提案されましたが、その後、それらが取捨選択されて、一部が生き残っている現状かと思いますが、最近、またそういうシステムがある意味見直されて、どんどん出てくるという形になってきているのですね。

○布施田電波政策課長 そうです。

○田原電波部長 グローバルでも、ベンチャー企業を含めたいろいろな企業が、

そういったたくさんの衛星を上げて、グローバルベースで高速の通信サービスを提供しようというような動きがいろいろと出てきております。こうした中には、この高い周波数、K a 帯を使うというものも出てきておりまして、この辺は、今まであまり利用が進んでいないというのはありますけれども、先ほどの5 Gでも使っていくというバンドと同じようなバンドでございますので、それとのすみ分けも含めて整理をしていかなければいけません。陸上はブロードバンド化が進んで、携帯電話が使えるんですけれども、例えば日本近海、海上に行ってしまうとどうしても高速の通信が確保できない、短波帯の通信がまだ使われているというような状況でございます。そういったところからすると、こういった衛星サービスにより面で高速サービスがモバイルにも提供されるようになると、デジタルデバイドという意味では、陸上だけじゃなくて海上も含めた形で、特に日本みたいな環境では使えるんじゃないかなと。いろいろな活用方法はあるだろうと思います。

それから、山間僻地、どうしてもなかなか地上網が行き届かないというところのカバーもできるだろうということもございますので、そういうところも含めて衛星系は衛星系のよさがあるということです。ただ、使われないとなかなかコストも高くなるということもございますので、海外の動向などもよく見ながら、日本にも入れていくのがいいのではないかとということを検討していきたいということです。

○吉田会長 ありがとうございます。2020年ということは、もうすぐ実用に供される形で進んでいるということですか。

○布施田電波政策課長 はい。

○吉田会長 その際、今ご説明いただいたようにカメラを搭載してセンシングを行うなど、通信用途はもちろんだと思いますけれども、高度利用に向けた準備が進んでいるということですね。

○布施田電波政策課長 はい。コンステレーションについては、そのように進んでおります。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この後、パブリックコメントにもかけられて、万が一漏れている点などがあれば、国民の皆様からご指摘が上がってくるかと思いますが、基本的に非常に重要な項目が盛り込まれているように感じたところです。

ご説明、どうもありがとうございました。それでは、本報告事項につきましては終了いたします。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退出をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局職員の入室までしばらくお待ちください。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局）

(1) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可

(諮問第25号)

○吉田会長 私どもも最初からクールビズということで軽装にさせていただいておりますので、上着着用の方はどうぞご自由にとっていただければと思います。

それでは、審議を再開いたします。諮問第25号になりますが、日本放送協

会放送受信料免除基準の変更の認可につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長 放送政策課長でございます。私のほうから、諮問第25号、日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可につきましてご説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目、申請の概要をごらんください。今般、NHKより放送法の規定に基づきまして受信料の免除基準の変更の認可申請がございました。その概要でございますが、資料に記載しているとおり、親元などから離れて暮らす学生のうち、経済的に厳しい状況にある学生を受信料免除の対象とするため、規定の整備を行うものでございます。あわせて、その他用語の整備等を行ってございます。

なお、本件の変更につきましては、NHKにおきまして、受信料制度等検討委員会の答申を踏まえて行うものでございまして、また、あわせてNHKにおいて、視聴者、国民から意見募集を行っておりまして、その結果を踏まえて実施すると聞いております。

具体的な免除対象となる者につきましては、2ページ目をごらんいただければと思います。経済的に厳しい状況にある学生が、生計をともにする者の住居等とは別の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約につきまして、受信料の負担の軽減をするため、全額免除とするものでございます。

対象としましては、資料にございますとおり、4つのカテゴリーがございます。1点目は奨学金受給対象でございまして、特に経済的理由の選考基準がある以下の奨学金制度の奨学金を受給している学生が対象になります。具体的に、まず、日本学生支援機構、地方公共団体、学校及び教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を実施することを目的とする公益法人の奨学金制度が対象になります。また、これに類する制度といたしまして、趣旨、目的が一致すると

NHKが認める奨学金制度についても、あわせてその対象としているところでございます。

2点目は授業料の免除でございます。特に、学校が設ける授業料免除制度のうち、経済的理由の選考基準があるものの適用を受けている学生が対象になるということでございます。

3点目、市町村民税非課税世帯でございます。具体的には、世帯の構成員の全員が市町村民税非課税の措置を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生が対象になります。

最後に4点目、公的扶助受給世帯でございます。世帯が公的扶助を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生が対象になるということでございます。

以上、新たに免除となる件数としましては、年間21万件を見込んでいるというところでございます。具体的な規定につきましては、3ページ以下に記しております。

続きまして、8ページ目をごらんいただければと思います。受信料の免除が事業収支に及ぼす影響といたしまして、NHKとしましては、平成30年度は4.2億円の減収、平成31年度以降は年間23億円の減収を見込んでございます。また、平成30年度につきましては、所要の周知、広報等を行う関係で、特別に1.7億円の支出を見込んでいるということでございます。

次に、実施しようとする時期でございますが、平成31年2月1日から施行することを予定しているということでございます。具体的には、平成30年12月から免除申請の事前受付を開始し、2月1日から実際に適用を開始したいということでございます。

続きまして、大きな2点目、審査の結果でございます。本件の申請は、先ほど申し上げたとおり、NHK受信料制度等検討委員会の答申や意見募集の結果

を踏まえて、受信料の負担の軽減の観点から受信料免除の対象とするものであり、必要かつ適当なものと認められるということでございます。また、事業収入の減少額につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成30年度は4.2億円、平成31年度以降は年間23億円と見込まれ、本件免除に係る支出額については、平成30年度に1.7億円と見込まれることから、日本放送協会が公共放送の担い手として社会的使命を果たす上で大きな影響を及ぼすものではないと認められるということでございます。よって、本件申請については申請のとおり認可することとしたいと考えております。

以上、何とぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○石黒代理 では、1つ質問です。

○吉田会長 どうぞ。

○石黒代理 経済的困窮世帯の学生に対する免除ということで、我々の感覚からすると遅いのかなという感じがするのですが、これはもう少し早い時期にこういった申請がなかったのは何か事情があるのでしょうか。

リーマン危機から10年たち、その間に災害もいろいろ起き、そのたびごとに、例えば、授業料の免除などの形で、学校、特に大学が、いろいろな免除を早期に打ち出しています。こういった世の中の動きというのはかなり前からあったと思うのですが、これが大分、一周遅れぐらいで来ているなという印象を受けるものですから、何かNHKとしてアクションをとりにくい制限があるのでしょうか。

○湯本放送政策課長 特に制限というものは、これまではなかったと、我々のほうとしては認識しております。ご指摘ありましたとおり、確かにもう少し早

くやってもよかったというご指摘はあろうかと思いますが、一方で、NHKとしましても、これまでるにわたりまして、受信料の還元を検討してきておりまして、さまざまな内部、また外部の有識者の検討の中で、このような案が出てきたということで聞いております。

また、特にNHKとしましても、なるべく若者を含めて多くの方にNHKを見ていただくというのは、公共放送の使命として大事なことでございますので、そういった点も踏まえて、NHKで検討して、今回、申請が出てきたということで認識しております。

○石黒代理 わかりました。

○吉田会長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

○長田委員 必要な対策だと思いますので、速やかだと思います。

○吉田会長 私も、これは非常に適切な対応で、石黒会長代理のほうからは遅過ぎだというのがありましたけど、速やかに実施していただければと思います。念のために確認させていただきたいのですけれども、これは日本人の学生だけではなくて、例えば留学生等も当然対象になるということかと思うのですけれども、留学生の場合、国費の留学生と私費の留学生がおりまして、国費留学生の場合は経済的な状況にかかわらず、一般に海外において優れた学生が採用され奨学金を得て、日本の大学へたくさん来ていると思うのですけれども、そういう国費留学生の場合はどうなのでしょう。経済的理由がどこまで考慮されているのかわからないのですけれども、経済的に困窮しているという選考基準がある奨学金受給者が対象になるということから判断すると、国費留学生の場合は微妙なのでしょう。

○湯本放送政策課長 そうですね。先ほどご説明したとおり、今、私どものほうでも聞いているのが、あくまでも経済的理由、何かしらの選考基準がある奨学金制度というのは1つのメルクマールになると聞いておりますので、それに

基づきまして判断されるのではないかなと聞いております。

○内藤放送政策課企画官 その点、若干の補足ですけれども、例えば、授業料免除等でも、学業成績優秀な方への免除というのは国内でもあるわけですけれども、そこについても適用の考え方を確認したところ、単に優秀であるということ免除の対象にするものではなくて、それは経済的理由というものが組み合わせ合った場合にだけ対象にすると聞いております。

したがって、外国からの奨学金であっても、経済的理由というものがあれば、同じように対象になるんですけれども、そうでない場合には、この趣旨としては、対象からは外れてくるということで我々は受けとめております。

(注：後ほど訂正発言あり)

○吉田会長 なるほど。確かに国費で日本へ来た学生でも、経済的に困窮している学生の場合は、授業料が全額免除か、あるいは半額免除とか、私のいた大学でもありましたから、そちらで多分救済されることになるわけですね。わかりました。ありがとうございます。

もう1点、2ページで①に記載の公益法人の奨学金制度に加えて、②「①の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度」の受給者も対象になるという表現がありますが、②の認定に当たってはできるだけ透明性があるというか、誰が見ても、この奨学金だったら納得できるなという形になるようにしていただくよう、念のためにお伝えいただければと思います。

○湯本放送政策課長 私どものほうも、基準につきましては、NHKの中で内規というものをきちんと定めて位置づけると聞いておりますので、また、ご指摘があった指示についても、改めて伝えることにしたいと思っております。

○吉田会長 よろしく願いいたします。では、林委員、お願いいたします。

○林委員 会長と会長代理の先ほどのご質問に関係するのですが、受信料検討委員会の答申がNHKであって、それがパブコメを経られたということですか

れども、その点もしかしたら聞き漏らしたかもしれないのですが、パブコメの結果がどういうものだったかについて、ご紹介いただければと思います。

○湯本放送政策課長 パブコメは私どもで聞いておりますのが、合計で22件の意見提出があったと聞いております。そのうち、賛成が12件、反対が10件となっています。ただし、反対の主な理由というのが、奨学金受給に限らず学生全般を免除すべき、などといった指摘だったと聞いております。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに特にご意見ないようでしたら、諮問第25号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、そのように決することといたします。

○内藤放送政策課企画官 先ほど、外国の奨学金についてのご質問をいただいて、ご回答した際に、1点、私がお答えしたことに訂正がございまして、よろしければ今、説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いいたします。

○内藤放送政策課企画官 母国の奨学金についてなんですけれども、こちらについて、免除基準上は、NHKが別に定める部分の範ちゅうになるんですけれども、現時点でNHKから聞いているところでは、母国の奨学金そのものについては対象外とのこと。ただし、日本で対象の奨学金を受ける場合には、外国人留学生であっても適用対象と考えているということ聞いております。ここは免除基準そのものに記載されている部分ではございませんで、NHKが別に定める部分になってくるということで、今後のNHKの検討にもよってくる部分もあろうかと存じますけれども、検討段階でNHKから聞いている話で

は、外国政府の奨学金制度そのものは対象とは考えていないということでございますので、この点については、訂正させていただきます。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございます。

○内藤放送政策課企画官 失礼いたしました。

(2) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

(諮問第26号)

○吉田会長 それでは、次に、諮問第26号になりますが、日本放送協会放送受信規約の変更の認可につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長 続きまして、諮問第26号、日本放送協会放送受信規約の変更の認可につきまして、ご説明させていただきます。

まず、申請の概要でございます。1ページ目をごらんいただければと思います。日本放送協会から放送法の規定に基づきまして、放送受信規約の変更の認可申請がございました。

具体的な変更の概要及び理由でございますが、現在、衛星放送受信機の設置確認を迅速かつ的確に行うため、受信機の画面にNHKへの連絡を促すメッセージ、いわゆる設置確認メッセージというものを表示してございます。現行の受信規約におきましては、NHKは受信機を設置した者から受信機に使用する集積回路内蔵型カードの識別番号、いわゆるBCASカード番号の連絡を受けた場合に、この受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものと規定されているところでございます。

今般、12月から新4K8K衛星放送がスタートいたしますが、新4K8K衛星放送に対応した衛星放送受信機が発売されることにより、従来より運用し

ておりますB-CASカード番号に加えまして、新たにACAS番号の連絡を受けて設置確認メッセージを表示しない措置をとることが必要になるということでございますので、放送受信規約についても規定の整備を行うものでございます。

この点につきまして、若干補足の説明がございますので、飛びますが4ページ目以降をごらんいただければと思います。

日本におきましては、今、申し上げたようにB-CASカードというのが広く使われているところでございます。しかしながら、B-CASカードにつきましては、過去、不正な改ざんの問題が発生していることも踏まえまして、総務省におきましても、暗号化方式の高度化を進めてきたところでございます。また、新4K8K衛星放送の開始に当たりまして、新たな放送方式が採用されることから、新たな放送方式に対応した、いわゆるCASの仕様が必要になるということでございます。

このような点を踏まえまして、4年ほど前にアクセス制御方式の詳細な運用方法等を策定する、新CASの仕様というものが策定されておきまして、実際に、この仕様に基づいた開発仕様が策定されてきたという経緯がございます。

5ページ目をごらんいただければと思います。今、申し上げたACASというものは、現行の2K放送と4K8K放送の両方に対応して、実際に新4K8K衛星放送を見るのに必要な機能が備えられているということでございます。具体的には、いわゆる無料放送のコンテンツ権利保護の機能と有料放送の限定受信システム、いわゆるCASの機能両方を兼ね備えたものでございます。さらに、B-CASはご案内のとおり、具体的にはICカードの方式でございますが、ACASにつきましては、内蔵のチップに対応可能となっております。

各放送とCASの対応というのは、5ページ目の下にあるとおりでございます。現在、現在のB-CASの方法に加えまして、仮に新しい4K8Kの放送を視

聴するためには、A C A Sチップの機能を備えていることが必要だということになります。

戻っていただきまして、受信規約の変更案でございます。2ページ目をごらんいただければと思います。所要の変更をしており、具体的には、現行ではB-C A Sのカードが集積回路内蔵型カードのカード識別番号となっており、新たな変更案では、B-C A Sカード番号またはA C A S番号として表示される識別番号と、具体的なカードの名称を明示しているというのが変更点でございます。

続きまして、3ページ目をごらんいただければと思います。契約条項の変更が事業収支に及ぼす影響でございますが、この申請は、今、申し上げたとおり、新4 K 8 K衛星放送に対応した受信機が発売されることに伴いまして、新たにA C A S番号の連絡を受けて設置確認メッセージを表示しない措置をとるといった規定の整備でございます。事業収支に直接影響を及ぼすものではございません。

また、実施しようとする時期につきましては、可能ならば、本日、平成30年9月10日から施行したいということでございます。この理由といたしましては、早々に新4 K 8 K衛星放送に対応した受信機が発売が予定されていることから、できる限り早く規定の整備が必要だということでございます。

審査の結果でございますが、この申請につきましては、今申し上げたとおり、新たな新4 K 8 K衛星放送に対応した受信機が発売に伴いまして、A C A S番号の連絡を受け、設置確認メッセージを表示しない措置をNHKにおいてとることが必要であることに基づく規定の整備でございます。妥当なものであると認められることから、申請のとおり認可することが適当であると認められるということでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○林委員 時間もないので1点だけおうかがいしたいと存じます。この問題について、規制改革推進会議投資等ワーキング・グループのほうでいろいろご議論があったと承知をしております。その中において、主婦連のほうでも「4K 8K放送対応テレビにおいてCASを受信機に内蔵しコストを消費者負担とすることに反対します」という声明があったともうかがっております。そこでのご議論に対して、あるいは当該反対意見に対して、総務省側の受け止めといたしますか、御省としてのご対応について、どのような整理がなされているのでしょうか。

○湯本放送政策課長 まず、1点目、規制改革会議等の議論の中でございました話として、新4K 8K衛星放送の開始に伴いまして、B-CASに加えましてACASの方式が採用されて、特に、新4K 8K衛星放送につきましてはACASの機能を使うことが必須になると、この点につきまして、必ずしも消費者等に十分に周知されていないのではないかという議論がございました。

この点につきましては、6ページ目をごらんいただきたいと思います。具体的には総務省におきまして、新CAS協議会に対する消費者への周知の要請であるとか、ホームページを通じた情報公開、関係団体との連携を図っているところがございます。また、新CAS協議会につきましても、要員体制の拡充や対応窓口の設置、さらに、さまざまな関係する団体との連携、さらに、受信機の発売の際にはリーフレット等も作成し、同梱するといったことを聞いております。今後も、消費者に対するこのような周知というのは特に徹底する必要があるのではないかと思っております。

その他、規制改革推進会議におきましては、いわゆるCASの機能についま

して、現行の方法で十分なのかどうかといった議論がございました。この点につきましては、特に私どものほうといたしましても、今後、何らかの形で広く意見を聞くような検討の場を設けることを予定しております。その中には、先ほどもご指摘がありましたように、業界関係者のほか、消費者団体等の意見も幅広く聞きながら、議論を進めていきたいと考えているところでございます。

○林委員 よろしく願いいたします。

○吉田会長 どうぞ。

○長田委員 今のお答えで、でも、もうテレビはすぐに発売され、暮れには放送も開始するというタイミングでは、ちょっと遅いのかなと思っておりまして、何よりも、4K8Kについては、放送がこんなにすてきですということは、随分NHKも番組紹介の中でやられていますけれども、それを受けるための受信機の条件のこととかは、ほんとうに一般の方はみんな知らない状況ではないかと思っておりますので、今回、諮問されていることは、ACASもそこで、今後の規則に入れなきゃいけないということはわかりますけれども、同時に、放送を流すNHKとしても、責任上きちんと対応していただきたいと思っております。総務省においても、B-CASカードの考え方からチップ内蔵になって、単価がかかるものではないし、ほかの経費は放送事業者が持っているというご説明を伺ったりもしますけれども、形として、受信機を買う我々の側がACASチップの分の経費も持つという状態について、大きな変更があるわけですから、そのことについてもきちんとわかりやすい説明を早急にしていきたいと思っております。

○湯本放送政策課長 今、ご指摘がございました、まず、受信機の問題につきましては、おかげさまで4K8Kという言葉自体は非常に認知度が高くなっている一方で、確かに、現行のいわゆる4K対応のテレビをお持ちの方も新たな受信機のチューナー等が必要になるという点については、なかなか知られてい

ないというのも事実でございます。ご指摘のとおり、この点につきましては、我々も関係団体に対して、これまでも何度も周知、広報はお願いしているところでございますが、引き続き、それは強くお願いしていきたいと思っております。特に、NHKにおきましては、実際に、既に放送の中でそのような点についての注意喚起はしているところでございますが、これから12月1日放送開始に向けて、より充実強化していただければと思っております。

また、ACASの機能の話につきましては、先ほどの答えと重なりますが、方式の変更であることは事実で、枠組み等についても変わることは当然事実なので、消費者に対する周知のほか、丁寧な議論をまた引き続きやっていきたいと思っております。

○長田委員 お願いします。

○吉田会長 国民への周知、広報はほんとうに重要な点かと思いますので、よろしく願いいたします。

それに関連しまして、受信料ですけど、既にBSの受信料を払っている場合、4K8Kの視聴に際して追加の費用は発生しないということですね。

○湯本放送政策課長 そうです。

○吉田会長 従来のB-CASカードが、新しい4K8K対応受信機ではACASチップに変わるということだけですね。

○湯本放送政策課長 そういうことでございます。

○吉田会長 そのあたりも含めて、十分に理解していただくように周知いただければと思います。

個人的に気になった点は、これまでのB-CASカードは既に暗号等が破られているため、今回、新たな暗号方式とか、さらに必要に応じてアップデートもできるような機能を追加したACASチップを内蔵されると伺ったのですが、もし信頼性が格段に上がっているのであれば、これから発売される2

Kのテレビにも、むしろACASチップを使ったほうが、暗号の破られているB-CASカードをこれからも使い続けるよりはいいのかなと考えたりもするのですが何か問題があるのでしょうか。

○湯本放送政策課長 これはもう受信機メーカー側の判断でございますが、今のACASチップは、2Kの放送と4K8Kの放送を受信する機能双方が乗っておりますので、代替することは可能だと思います。

○吉田会長 わざわざ暗号の破られているB-CASカードを使い続ける点が気になり、この際、新たに発売する2Kの受信機にはACASチップを搭載したほうが、信頼性が高まるのかなと思った次第です。

○湯本放送政策課長 そういう面はあるかと思えます。

○吉田会長 何か事情があるのかもしれませんが。

○奈良大臣官房審議官 そこは今、湯本から申し上げましたけれども、メーカーの判断として、初期ロットのコストとかいろいろなことを考えて、ゆくゆくはいろいろなことで、ロードマップを想定しながら考えていくことになる可能性はあろうかと思えます。

あと、先ほど長田委員からのご指摘を踏まえて、若干補足させていただきます。ACASは今までのB-CASカードとは構造的にも機能的にもアップグレードする部分がございますので、若干料金が、コストという意味では上がるところがあるわけですが、その部分をメーカーがテレビに価格として上乗せするかどうかという点や、そもそもその技術の開発は放送事業者がコストを負担して開発しておりますので、その辺のコストという意味でどうなるかという点は、特に最終的にテレビの価格という意味ではメーカーの判断になるというところがあるということは補足させていただきます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問等ないようでしたら、諮問第26号につきましても、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 そのように決することといたします。ありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

平成29年度民間放送事業者の収支状況

○吉田会長 それでは、次に、報告事項になりますが、平成29年度民間放送事業者の収支状況につきまして、三田地上放送課長、三島衛星・地域放送課企画官及び田邊地域放送推進室長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 地上放送課長の三田です。よろしく申し上げます。

平成29年度民間放送事業者の収支状況の資料に基づきまして、説明をさせていただきます。この資料は、地上基幹放送事業者、衛星系放送事業者、有線テレビジョン放送事業者の3つに分かれています。私からは、地上基幹放送事業者の部分の説明をさせていただきます。

まず、資料の2ページをごらんください。地上基幹放送事業者の収支状況の総括表です。

テレビジョン放送事業者は127社であり、その内訳は、テレビジョン放送の単営社94社と、AM放送とテレビジョン放送を兼営している社33社です。テレビジョン放送事業者全体の売上高が2兆2,220億円となっています。また、営業損益が1,437億円、経常損益が1,717億円、当期損益が1,124億円となっています。いずれの数値も前年度よりも低くなっている状況です。

また、ラジオ放送事業者は67社であり、その内訳はAM放送単営社14社、短波放送単営社1社、FM放送単営社52社となっています。ラジオ放送事業者全体の売上高の合計が1,115億円、営業損益が18億円、経常損益が37億円、当期損益が9億円となっています。

テレビジョン放送事業者とラジオ放送事業者の合計では、194社で、売上高2兆3,336億円、営業損益1,455億円、経常損益1,754億円、当期損益1,132億円となっており、いずれも前年度よりも下回っている状況です。

売上高減少の一因として、平成29年度の前年度にリオオリンピックがあり、その反動減があげられます。平成29年度も平昌オリンピックがありましたが、夏季オリンピックと冬季オリンピックの差があるということです。

そのほか、コミュニティ放送につきましては、資料に記載してあるとおりの売上高などになっています。

3ページをごらんください。これはコミュニティ放送を除いた事業別当期損益の黒字社、赤字社の数値です。テレビ単営社では2社が赤字であり、ラジオ・テレビ兼営社では赤字社はありませんでした。AM・短波単営社では6社が赤字、FM単営社では14社が赤字となっています。合計では、194社中、黒字社が172社、赤字社が22社であり、前年度よりも赤字社が増えています。

その次の表が収支状況の推移です。まず、売上高及び費用の推移ですが、売上高、費用ともにリーマンショックで一度大きく下がって、そこから横ばいから徐々に上がってきている状況です。売上高が比較的順調に回復したのに対して、費用が比較的増加していないため、この差が少しずつ広がり、この差が営業損益ということになります。営業損益が徐々に回復してきたという経緯があります。ただし、直近で見ますと、平成28年度から平成29年度にかけて、売上高がマイナス1.3%に対して、費用がマイナス0.8%であるため、この差が縮まっていて、営業損益が減っているというのが直近の状況です。

4 ページのグラフが営業損益、経常損益、当期損益の推移です。先ほど申し上げましたように、営業損益が1,455億円、経常損益が1,754億円、当期損益が1,132億円で、いずれも前年度よりも下がっています。営業損益と経常損益のピークは平成27年度、当期損益のピークは平成28年度となっています。

その次のグラフが売上高営業利益率の事業別推移です。これは、全産業と放送の各分野を比較しています。全産業が4.4に対して、テレビは全産業より上回っているものの、FMは若干下回り、AM・短波は大きく下回っている状況です。

5 ページが売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移です。まず、売上高については、在京キー局5社で49.0%、在阪準キー局4社で10.7%、その他のテレビ・ラジオ等で40.3%となっています。

その次が営業損益の割合です。在京キー局5社で48.5%、在阪準キー局4社で10.0%、その他のテレビ・ラジオ等で41.5%となっています。このように、概ね、売上高、営業損益ともに半分弱が在京キー局、1割程度が在阪準キー局、残りの4割程度がその他のテレビ・ラジオ等となっている状況です。

6 ページが、株式会社電通が日本の広告費として公表しているデータをもとに作成したグラフです。総広告費が毎年少しずつ伸びている中で、特にインターネット広告が平成29年に1兆5,094億円となり、大きく増加している状況です。テレビやラジオは近年ほぼ横ばいであり、テレビは平成28年から平成29年に微減、ラジオは平成28年から平成29年にかけて微増というのが直近の状況です。

私からの説明は以上でございます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

引き続き、ご説明をお願いいたします。

○三島衛星・地域放送課企画官 では、衛星系放送事業者の収支状況について、私のほうから説明させていただきます。衛星・地域放送課の三島です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、7ページの表の左側の列のほうをご覧くださいと思うんですけども、まず、衛星系放送事業者につきましては、衛星基幹放送と衛星一般放送に大きく分かれております。衛星基幹放送につきましては、さらに薄い水色に2つ分けてございますけれども、BS放送と東経110度CS放送に分かれております。衛星一般放送につきましては、東経124度、128度CS放送と、そのほか東経144度、東経154度にそれぞれ衛星を置きまして、CS放送を行っているところです。

続きまして、数字のほうのご説明に移りたいと思いますけれども、表の一番下の衛星放送事業のほうをご覧くださいと思います。衛星放送事業につきましては、営業収益が3,697億円、これは前年度6.7%増になっております。また、営業費用が3,343億円、前年度比7.1%増となっております。また、営業損益が354億円で、こちらが前年比3.8%の増となっております。

次に、区分別でご説明させていただきたいと思いますが、まず、BS放送のほうになります。19社ございまして、こちらは民放でございますので、NHK、放送大学は入っておりません。営業収益で見まして、2,184億円でございまして、前年度比でマイナス0.0と書いてございますけれども、0.05%微減という形になっております。このうち、クリーム色の網かけの部分がキー局系BS放送になっておりますけれども、全体の約3分の1程度をキー局系BSが占めておりまして、営業収益で見ますと766億円、0.9%の微増という状態になっております。

次に、東経110度CS放送でございますけれども、こちらの営業収益は775億円、前年度比マイナス10.7%の減となっております。こちらは主要

因といたしましては、年度途中の基幹放送事業者の承継に伴いまして、集計対象が年度途中からのものとなった社が複数ございまして、全体として昨年に比べて減の幅が大きくなっております。ただ、仮に通年ベースで収支を計上いたしましても、契約者減などの事情によりまして、前年度比で見ますとマイナス4.6%という形で減となっております。

続きまして、衛星一般放送事業者でございますけれども、こちらの営業収益で見ますと、738億円、前年度比79.8%増ということで、見かけ上大きな増となっておりますけれども、こちらも原因は1年前の平成28年度途中に、一般放送事業の中で大きな部分を占めるスカパーについて、業務承継がございましたので、平成28年度分が逆に4カ月分しか計上しておりませんで、今度の平成29年度分が通年で計上しております。このため、仮に通年ベースに直して収支を計上いたしますと、実は79.8%増というのが一転、マイナス11.2%という形で減となるということになっております。

これら事業承継を通年ベースにならしましたものは、最後の29ページのところをご参考までにつけておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、次の8ページにお移りいただけますでしょうか。事業別に見た黒字社、赤字社数でございます。BSにつきましては、19社中3社が赤字でございまして、昨年に比べ、新たに2社が黒字化、1社が赤字化しております。また、110度CSにつきましては、20社中2社が赤字でございまして、昨年に比べますと、新たに1社が黒字化、2社が赤字化という形になっております。衛星一般については赤字社はございません。

全体として見ますと、平成24年に40社赤字であったことを考えますと、おおむね順調に黒字化してきたところでございますが、前のページでご説明させていただきましており、最近、有料放送についての契約者数の減がござい

まして、多少そのあたりの影響が出ている社が見え始めている状況でございます。

以上でご説明を終わります。

○吉田会長 ありがとうございます。では、引き続いて、次、お願いいたします。

○田邊地域放送推進室長 地域放送推進室の田邊でございます。引き続きまして、私のほうからは有線テレビジョン放送事業者の収支状況ということで、資料9ページでございます。有線テレビジョン放送ということで、ケーブルテレビの事業者の収支状況でございます。

まず、表ですけれども、注1として、対象でございます。これは例年、このままでございまして、登録一般放送事業者（営利法人に限る）事業者のうち、IPマルチキャスト方式による事業者を除く、今年は288社が対象でございます。ケーブルテレビの事業者は、ケーブルテレビ以外にも通信事業等々をやっておりますので、全事業の総額でございます。営業収益が1兆3,531億円と、営業費用が1兆2,032億になってございまして、営業損益で1,499億、経常損益で1,493億でございます。当期の損益は982億円で、当期損益でいいますと対前年比マイナス7%でございます。

このうち、ケーブルテレビの事業でございます。こちらが下段でございますけれども、営業収益でございますと、5,000億を切る4,991億、営業費用でございますと、4,460億で、営業損益でございますけれども、こちらが531億でございます。ケーブルテレビの事業に限っていいますと、どれもマイナスということになってございますが、マイナスの幅が非常に少ない、微減ということでございます。

次に、中段でございます。図の3-1でございますけれども、単年度の黒字事業者数及び割合の推移でございます。29年度は288社中、259社、8

9.9%が単黒を計上しております。こちらは推移も少しずつ増えている状況になってございます。

最後、図3-2でございますけれども、収支状況の推移でございますけれども、営業収益は毎年5,000億を切るぐらいという感じでございます。29年、直近でいいますと、4,992億で微減でございます。営業費用が大体4,500億前後という状況でございます。そして、営業利益といたしましては、530億前後で、ここ3年ぐらい推移をしていると。今年度に沿っていいますと、531億で、微減をしている状況でございます。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。平成29年度の民間放送事業者の収支状況ということで、地上放送につきましては、三田地上放送課長から、衛星放送につきましては、三島衛星・地域放送課企画官、及び最後の有線テレビジョン、ケーブルテレビにつきましては、田邊地域放送推進室長のほうからご説明をいただきました。

ただいまの報告事項につきまして、委員の皆様の方から何かご質問やご意見、コメント等ございましたらお願いいたします。非常にたくさんの資料がございましたけれども。

○林委員 1点。

○吉田会長 お願いいたします。

○林委員 資料の読み方になるかもしれないのですが、地上基幹放送の中の収支の内訳について、もし把握しておられればお聞きしたいのですが、これを拝見しますと、媒体別広告費について、インターネット広告との競争が増す中において、放送外収入、例えば、海外番販収入であるとか、あるいは、インターネットの動画配信収入といった、本来事業を補完するような事業の収支状況でありますとか、あるいは不動産事業収入といった放送とは関係のない事

業の収支状況について、大まかな傾向を把握しておられましたら、お聞きしたいと存じます。

○三田地上放送課長 各放送事業者において放送外収入がどの程度あるかについては、総務省で個別に把握している放送事業者もありますが、放送事業者全体の集計は行っておりません。全般的な傾向として、インターネットによる動画配信等による取組が、徐々に放送事業者の収入に結びつきつつあると聞いています。

○吉田会長 よろしいですか。

○林委員 はい、ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○石黒代理 1つ質問よろしいですか。

○吉田会長 お願いいたします。

○石黒代理 同じようなところなのではけれども、基本的には、これはテレビ放送に伴う事業の収支と捉えていいのですよね。というのは、例えば、TBSとかフジは持株会社化しているので、例えば不動産収入があっても、それは別のグループ会社の収入になっていて、ここでいっているTBSテレビというのは、テレビ放送事業の収益をあらわしているのではと推察しますが、この表は、テレビ事業以外のものが入って、この数字ができていうよりは、テレビ事業に純化した数字が多いのでしょうか。

○三田地上放送課長 本日ご説明させていただいた数値は、放送事業者単体の数値であり、持株会社の下にテレビ事業者やラジオ事業者以外の不動産事業者等が設置されている場合には、この不動産事業者等の売上高などは含まれていません。ただし、テレビ事業者やラジオ事業者が、不動産事業を行っている場合には、その不動産賃貸収入を売上高として計上する場合と、そうで無い場合があり、営業損益や経常損益への影響も異なりますので、後ほど個別に説明を

させていただきます。

○吉田会長 わかりました。よろしくお願いいたします。

○石黒代理 これを見ると、みんな大変ですね。経営は大丈夫かなと心配になりますね。

○林委員 赤字が結構ありますよね。数字を精査しなければ確たることは言えませんが、放送本体の事業収支について前年度比マイナスの数字が多い印象を受けます。

○石黒代理 どうするのでしょうかね。再編なども検討課題に上るかもしれませんが、ただの感想ですが。

○吉田会長 6 ページに媒体別広告費の推移のグラフが示されています。これは毎年見せていただいているわけですが、インターネットが毎年伸びており、この傾向から推測しますと、テレビの地上波とインターネットがもうすぐ、あと一、二年後にはクロスしてしまうと思われれます。一方では、NHKと民放のインターネット同時放送の課題を今後どうするか、いろいろなところで議論も活発になってきていますが、広告費の状況を見ると、そのあたりを早急に議論していかないといけないように感じます。放送事業者の方もそのように考えておられるのでしょうかね。このカーブを見ると、すごく差し迫っているのかなという感じがしないでもないのですけれども。

○三田地上放送課長 各放送事業者において、インターネットを活用して、それを収益に結びつけるということに真剣に取り組んでいると理解しています。

○山田情報流通行政局長 いろいろご指摘いただき、ありがとうございます。傾向としては、先生方ご指摘のとおりかと思えますし、放送事業者の側でも経営の改革をしっかりとやっていただければと思っております。

一方、営業利益率で見ますと、全産業と比較して、ラジオは厳しいけれども、テレビのほうは相対としてはまだ高い状況にございますので、今のメディア状

況を踏まえながら、しっかりとした対応をしていただくように、私どもとしても必要な対応は行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項につきましては終了いたします。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催日時は、追って事務局からご連絡いたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。